



鳥取労働局発表  
平成26年9月30日

担	鳥取労働局 労働基準部監督課
当	課長 直野 泰知 主任監察監督官 仲浜 弘昭 電話 0857-29-1703

## 10月は年次有給休暇取得促進期間です！

鳥取労働局(局長 かわの すみとむ 河野 純伴)では、10月を年次有給休暇(以下「年休」という。)の取得促進のための重点的な周知期間として、広く県内に集中的に広報活動を行います。

### 1 施策実施の背景

2020年(平成32年)までに年休の取得率を70%まで引き上げるとした政府目標が定められています。しかしながら、年休の取得率は直近で47.1%(平成24年)であり、前年よりも低下しています。

年休を取得しやすい環境整備を促進するため、年休制度の周知や年休取得促進に向けた県民の意識啓発を図ることとしたものです。

### 2 周知期間

平成26年10月1日(水)～31日(金)の間に重点的に周知広報を行います。

### 3 実施事項

(1) 鳥取労働局等が実施する会議、セミナーなどの場で周知を行います。

期間中に予定されている会議、セミナーはのべ15回、予定人員約1000人

(2) 鳥取労働局等が実施する事業場指導時に、年休取得促進を促します。

期間中に予定されている事業場指導はのべ約100回

(3) 経営者団体等に対して会報誌への掲載を依頼し、事業者に対する意識啓発を図ります。

(4) 一般に年休が取得しづらい業種であるとされる「宿泊業」に対して研修会を実施します。

10/28 13:30～16:00 於：倉吉体育文化会館

対象：県内の宿泊業の事業主、労務担当責任者

参考：実施事項の詳細

( 1 ) 鳥取労働局及び労働基準監督署、その他関係機関が実施するセミナー等の場で制度を案内するリーフレット等を配布して周知します。

改正労働安全衛生法に係る説明会、産業保健セミナー（鳥取産業保健総合支援センター主催）、建設事業者に対する労務費調査説明会（国土交通省中国地方整備局主催）等。  
全15回、のべ出席者数約1000人。

( 2 ) 鳥取労働局及び県内の労働基準監督署が実施する事業場指導 において年休取得促進を個別事業場に対して促します。

ここで言う事業場指導とは、労働基準監督署による指導のほか、労働局職員による個別訪問指導を指します。期間中にのべ100事業場への指導を予定しています。

( 3 ) 下記の事業者団体等に対して会報誌への掲載を依頼するなど、事業者に対する意識啓発を図ります。

( 一社 ) 鳥取県経営者協会  
鳥取県商工会議所連合会  
鳥取県商工会連合会  
鳥取県中小企業団体中央会

( 4 ) 県内の宿泊業の事業場を対象にした研修会を開催します。

宿泊業は一般に休暇が取得しづらい業種とされています。この理由としては、顧客の都合に応じて業務が進行する特性上、業務時間や業務量の主体的な調整が困難であることが休暇取得の障害となっているものと考えられます。

このため、宿泊業の事業主及び労務担当責任者を対象に研修会を開催します。

「仕事と生活の調和」推進研修会  
～従業員の意欲向上・人材の確保・定着に向けて～  
開催日：平成26年10月28日（火）13:30～16:00  
場所：倉吉体育文化会館 教養室2（倉吉市山根529-2）  
内容：なぜ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重要か（講義）  
宿泊業の事例紹介（講義）  
参加者によるグループ討議 等

参考：年休取得率

全産業 47.1% 宿泊業・飲食サービス業 29.8%

（厚生労働省「平成25年就労条件総合調査」より）